

令和8年度小牧市立桃ヶ丘小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。けんかやふざけであっても、見えない所で被害が発生している場合もある。背景にある事情を把握すると共に、児童の感じる被害性に寄り添った対応が重要である。

これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる場でありたい。日々の学校生活を通して、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

(1) 「いじめ防止対策組織」の設置・構成

いじめであるか否かの判断を、組織的に行うために「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の職員が抱え込んだり、個人で対応を判断したりすることのないよう、組織として適切な対応をはかる。

校長、教頭、教務主任、校務主任、相談主任、保健主事、学年主任、生徒指導主任、養護教諭で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(2) 具体的取組

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 定期的に全職員を交えていじめ・不登校対策委員会を開催し、情報の共有を図ると共に対策を検討する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の確認と共通理解を図る。
- ・ 生活アンケートや教育相談の結果の集約し、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況等を随時発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ いじめがやんだとしても解消とはすぐに判断せず、事後3ヶ月は児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。また、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを、本人およびその保護者に対して確認する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命を大切に、相手を思いやる「まあるい心」の醸成を図り、人を傷つけず心が温まる言葉があふれるようにする。そして、「いじめは決して許されない卑怯な行為である」という認識を児童一人一人に徹底する。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- イ 生活アンケートや教育相談を定期的に(年2回)実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 日記等を活用し、いじめにつながる芽の早期発見に努める。
- エ 心の教室相談員と担任教師との連携を密にし、相談の中からいじめの早期発見に努める。
- オ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、いじめ・不登校対策委員会を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、心の教室相談員やスクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

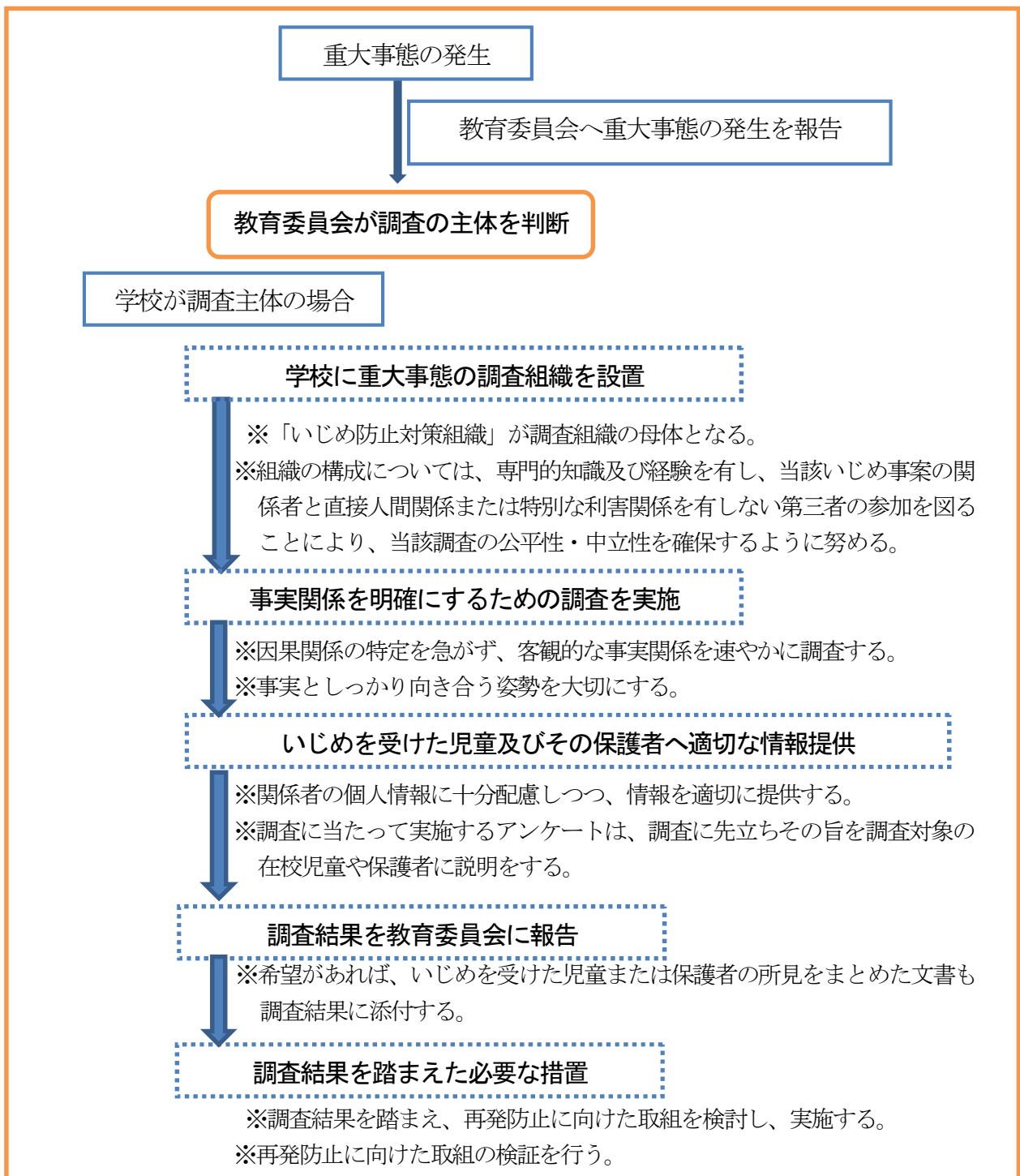
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、必要に応じて見直しをはかり、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、随時いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 教職員は、いじめ防止に関する研修会に積極的に参加し、児童理解やいじめ対応に関する資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は学校ホームページに掲載すると共に、PTA総会等の機会をとらえて保護者に知らせる。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<参考資料 取組の年間計画>

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やS Cの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長） ○校外学習（6年）	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○発育測定	○「学校いじめ基本方針」のホームページ掲載 ○授業参観
5月	○情報交換会	○縦割り活動開始	○生活アンケート	○学校運営協議会
6月	○QU検査 ○生徒指導部会 ○いじめ・不登校対策委員会	○野外学習（5年）	○教育相談週間	○授業参観
7月	○情報交換会 ○QU事前研修			○個人懇談会
8月	○QU研修	○全校出校日		
9月	○情報交換会		○発育測定	○授業参観 ○ピーチフェスタ
10月	○情報交換会	○運動会 ○校外学習（1～5年） ○学校保健委員会 ○中央公園交流会	○生活アンケート	○就学時健診
11月	○情報交換会 ○生徒指導部会 ○いじめ・不登校対策委員会	○修学旅行（6年）	○教育相談週間	○学校運営協議会
12月	○学校評価アンケート実施・検証	○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動		○個人懇談会 ○学校評価アンケート
1月		○保健指導（命の大切さ）	○発育測定	○授業参観 ○入学説明会 ○学校運営協議会
2月	○情報交換会 ○生徒指導部会 ○いじめ・不登校対策委員会	○卒業を祝う会		
3月	○学校評価の結果を検証、「基本方針」の見直し			○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育の充実 ○学び合う学びの充実 ○縦割り活動	○健康観察の実施 ○心の教室相談員・S Cによる相談	○小中合同あいさつ運動 ○小牧市えがおさきがけ運動

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。